

## 「外国人材受入企業等緊急支援事業補助金」について

### 1 要旨・目的

新型コロナウイルス感染症への水際対策に係る新たな措置により、令和3年11月8日から新規入国制限が緩和されたため、「外国人材受入企業等緊急支援事業補助金」の申請受付を開始し、県内企業等における円滑な外国人材の受入を促進する。

### 2 現状・背景

○令和3年1月14日以降、原則外国人材の新規入国が一時停止

○令和3年11月8日から水際対策に係る新たな措置として、新規入国制限の緩和と行動制限が緩和

#### 【新規入国制限の緩和について】

「ビジネス（短期滞在）」及び「全ての長期滞在」で入国する外国人については、受入責任者が所管省庁に活動計画書等の審査を受けることで入国が認められる。

#### 【行動制限の緩和等について】

- ・ビジネス（短期滞在）は、ワクチン接種等を条件に最短3日の待機となる。
- ・技能実習生は、原則14日間の待機だが、ワクチン接種を条件に最短10日の待機となる。

#### 【技能実習生の入国手続きについて】

技能実習生は段階的に入国を認めることとされており、令和4年1月までは所管省庁に活動計画書等の審査を申請できる対象が限定されている。

### 3 概要

#### (1) 事業内容

事業の目的	水際対策のため、入国後の待機にかかる費用負担など、外国人材の受入れに当たって生じる追加的費用を負担している中小企業等に対する支援
補助対象者	令和3年度に外国人の新規入国の一時停止措置解除以降に入国した者を受け入れた県内中小企業等
補助対象期間	令和3年11月8日～令和4年2月28日（申請期限；令和4年3月10日）
補助対象経費	雇用予定の外国人材が入国後に待機する期間中の宿泊費
補助率・額	補助率1/2、補助上限額45千円/人（1泊当たりの上限額3千円）
予算（国庫等）	95,163千円（国庫支出金94,616千円、諸収入547千円）

#### (2) 補助申請に必要な添付書類

- 在留資格及び入国日を証する書類の写し
- 県内に所在する事業所で雇用する外国人材であることを証する書類の写し
- 補助対象経費の領収書の写し等

#### (3) 申請様式等の入手方法

県ホームページからダウンロード

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/foreigner-emp/hojokin.html>

#### (4) 補助金の周知方法

- 経済団体等と連携した制度周知のほか、外国人材受入企業等向けセミナーにおいて補助制度の説明を実施（セミナーは、10月20日及び11月26日に開催）